

令和2年12月21日

別記団体の長 殿

滋賀労働局長

死亡災害撲滅に向けた緊急要請

滋賀県内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係団体等のご尽力により長期的には着実に減少しておりますが、今年に入り、4月に道路上の交通事故で一度に2人が亡くなられ、9月には昨年の死亡者数10人と並び、更に12月に入ってから約2週間で立て続けに3人の方が亡くなりました。

12月15日時点での死亡者16人は、平成22年以降の過去10年間で最悪の水準です。

特に、交通労働災害は道路での交通事故が7人、事業場駐車場で自動車にひかれた事故1件の計8人と、半数を占めており、従前から労働局として労働災害防止団体等を通じて「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき取組みを進めてきたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で通常とは大きく異なる事業運営を余儀なくされている事業者も多いなか、基本的な安全管理の未徹底など安全管理体制が脆弱化している状況が懸念されます。

滋賀労働局では、第13次労働災害防止推進計画において、ひとたび発生すれば取り返しのつかない死亡災害をゼロにすることを目標として取組みを推進しておりますが、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当な危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

つきましては、死亡災害の撲滅を目指した不断の取組を実施するため、貴会会員事業場の皆様におかれましては、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って、企業の安全衛生活動を今一度総点検いただきますよう要請いたします。

その上で、貴会会員事業場の労使の皆様が一体となって、以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 機械設備の修理・点検等非定常作業を含めた安全作業マニュアルを確認し、マニュアルに沿った作業の実施を徹底すること。
- 2 修理・点検等を含めた機械設備のリスクアセスメントを確実に実施すること。
- 3 労働者が安全かつ容易に通行できる安全通路を設定し、整理・整頓・清掃を通じ、その維持を図ること。
- 4 自動車を利用する労働者に対し、十分な休憩時間、仮眠時間を確保するとともに、日常の交通危険予知訓練を含めた安全衛生教育を実施すること。

公益社団法人 滋賀労働基準協会 会長
建設業労働災害防止協会 滋賀県支部長
陸上貨物運動事業労働災害防止協会 滋賀県支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部長
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部長
一般社団法人 日本ボイラ協会 京滋支部長
一般社団法人 日本クレーン協会 滋賀支部長
一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会 会長
滋賀県中小企業団体中央会 会長
滋賀県商工会連合会 会長
滋賀県商工会議所連合会 会長
一般社団法人 滋賀経済産業協会 会長
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部長
滋賀県社会保険労務士会 会長
滋賀県老人福祉施設協議会 会長
一般社団法人 滋賀県介護老人保健施設協会 会長
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 会長
一般社団法人 滋賀県生活衛生協会 会長
一般社団法人 滋賀県食品衛生協会 会長